

平成25年10月 退職手当制度の改正概要

平成25年10月4日 山形県市町村職員退職手当組合

1 改正理由

国において、早期退職募集制度を導入するとともに定年前早期退職特例措置の拡充を行うための制度改正を行っており、本組合における退職手当制度は国に準ずることを原則としているので、次の事項に配慮をしながら改正を行うこととした。

- (1) 早期退職募集制度は各組合市町村において設ける制度であり、当該制度の導入並びに導入することとした場合のその規定方法、内容及び導入期日等は各組合市町村がそれぞれに決定することとなる。
- (2) 国においては早期退職募集制度の導入により退職勧奨が廃止されるが、組合市町村によって当該制度導入期日が異なることが予想されるので、当該制度で退職（以下「応募認定退職」という。）をした者に係る規定整備を行った後も勧奨退職者に係る規定を存続させておく必要がある。
- (3) 国における定年前早期退職特例措置の拡充は、応募認定退職等に適用することとしており、退職手当の支給水準の第2段階の引き下げ（平成25年10月1日）から1月経過した平成25年11月1日からの実施とされているが、市町村においては、年度を区切りとした変更が望ましい。

2 改正内容

(1) 応募認定退職に係る規定の整備

- ① 年齢別構成の適正化を図ることを目的とした早期退職募集での応募認定退職については、勧奨退職と同じ条項の適用とした。
- ② 組織職制の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とした早期退職募集での応募認定退職については、整理退職と同じ条項の適用とした。

(2) 事務都合退職に係る規定整備

新たな退職事由として事務都合退職（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由による退職）を設けることとし、次の(3)③を除き勧奨退職と同じ条項の適用とした。

(3) 定年前早期退職特例措置の拡充

- ① 定年前早期退職特例措置の適用対象退職事由の追加
勧奨退職等に追加し、新設の応募認定退職及び事務都合退職も対象とした。
- ② 退職日給料月額割増適用退職年度末年齢の引下げ
改正後 定年前15年から（60歳定年では45歳から）適用
改正前 定年前10年から（60歳定年では50歳から）適用
- ③ 退職日給料月額割増適用勤続年数の引下げ
改正後 勤続20年以上
改正前 勤続25年以上
※ 事務都合退職については、勤続25年以上での適用となる。

④ 定年前早期退職者への退職日給料月額割増率の引上げ

改正後 定年前15～2年までの退職者 定年前1年につき3%の加算

改正前 定年前10～2年までの退職者 定年前1年につき2%の加算

※ 定年前1年の退職者についての2%の加算については改正なし

改正後は、60歳定年の場合 45歳で45%加算 50歳で30%加算 58歳で6%加算

59歳で2%加算

3 施行期日等

- (1) 応募認定退職及び事務都合退職に係る規定整備並びに定年前早期退職特例措置の適用対象退職事由の追加（上記2の(1)及び(2)並びに(3)①）についての施行期日

平成25年11月1日

- (2) 定年前早期退職特例措置適用の年齢及び勤続年数の引き下げ並びに退職日給料月額割増率の引上げ（上記2(3)の②～④）についての施行期日

平成26年4月1日

- (3) 平成26年3月31日までの応募認定退職に係る平成18年退職手当制度改正に係る保障額の取り扱い

応募認定退職については、現行の勧奨退職又は整理退職として保障額の適用を行うこととした。

- (4) 平成26年4月1日以後の勧奨退職に係る平成18年退職手当制度改正に係る保障額の取り扱い

勧奨退職については、応募認定退職と同様に平成26年4月1日から保障額の適用はないこととした。（勧奨退職は応募認定退職と同様に平成26年4月1日から定年前早期退職特例措置の拡充の適用を受けることとしたので、応募認定退職と同様の取り扱いとした。）

早期退職募集制度及び早期退職特例措置の拡充についての施行期日等

平成25年10月 山形県市町村職員退職手当組合

